

メンタルヘルス対策の中でのストレスチェック制度の位置づけ

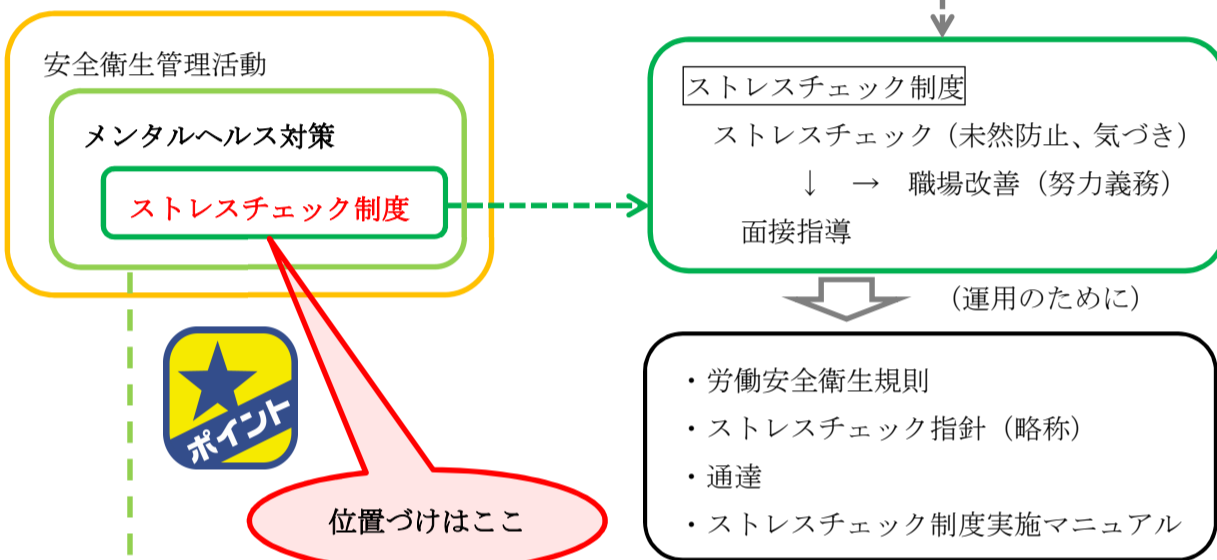
労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度がスタートし、50人以上の事業場では既に1回目の実施を終えられたと思います。事業場におけるメンタルヘルス対策は、ストレスチェック制度だけではありませんので、この制度を正しく理解し、4つのケアである「セルフケア・ラインケア・事業場内産業保健スタッフによるケア・事業場外資源によるケア」を効果的に推進し、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応、休業者の職場復帰支援等を円滑に行いましょう。



【国では】

労働安全衛生法
労働者の心の健康の保持増進のための指針
第12次労働災害防止計画

【事業場では】



【メンタルヘルス対策】

(労働者の心の健康の保持増進のための指針)

- 1 心の健康づくり計画
- 2 4つのケア
 - ・セルフケア
 - ・ラインによるケア
 - ・事業場内産業保健スタッフ等によるケア
 - ・事業場外資源によるケア
- 3 メンタルヘルス対策の推進体制の整備
- 4 事業場内外の相談窓口・情報提供等の体制整備
- 5 職場環境等の改善
- 6 職場復帰支援の推進
- 7 個人情報の保護

— 厚生労働省ホームページのご案内 —

次のものをダウンロードし活用することができます

- ◆ ストレスチェック制度実施マニュアル
- ◆ 面接指導の報告書・意見書作成マニュアル
- ◆ ストレスチェック実施プログラム

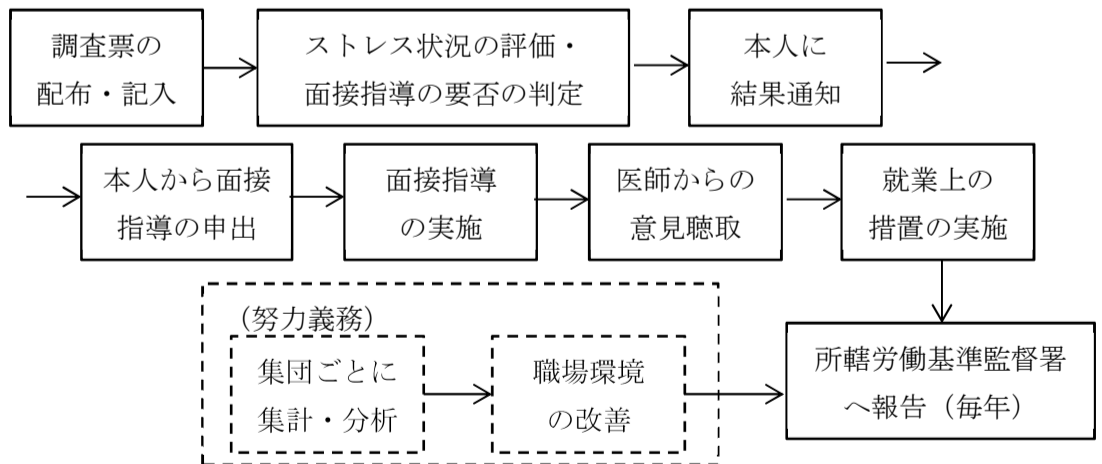


【ストレスチェック制度の運用】

体制：実施者（産業医等）、実施事務従事者

～ ストレスチェック指針より ～

事業者は、ストレスチェック制度が、メンタルヘルス不調の未然防止だけでなく、従業員のストレス状況の改善及び働きやすい職場の実現を通じて生産性の向上にもつながるものであることに留意し、事業経営の一環として、積極的に本制度の活用を進めていくことが望ましい。



～ 実施時の注意点 ～

ストレスチェック制度は、労働者の個人情報が適切に保護され、不正な目的で利用されないようにすることで、労働者も安心して受け、適切な対応や改善につながれる仕組みです。このことを念頭に置いて、情報の取扱に留意するとともに、不利益な取扱を防止する必要があります。

